

尼崎市不育症治療支援事業 申請に関する説明

① 申請方法

・必要書類をそろえて、尼崎市保健所健康増進課に書面で申請、またはオンライン申請をしてください。

② 申請

・治療日の属する年度内または、検査・治療期間の末日から3カ月以内で、どちらか遅い日まで
(受付期間) 検査・治療期間の末日が 4月～12月の方⇒年度内(3月末日まで)
1月～3月の方 ⇒3カ月以内

※治療等を受けている途中で43歳になられた方は、年度内(3月末日まで)にご申請ください。

※治療等が年度をまたいで継続している場合も、治療期間の末日は3月末日とみなします。1年度ごと(4月1日～翌年3月末日)に申請が必要です。

※いかなる理由でも申請期限を過ぎた場合は助成対象となりません。ご注意ください。

③ 必要書類

- (1) 尼崎市不育症治療支援事業 申請書(第1号様式)(ご夫婦それぞれの自署が必要です)
- (2) 尼崎市不育症治療支援事業 世帯調書(第1号の2様式)
- (3) 尼崎市不育症治療支援事業 受診等証明書(第2号様式または第2号の2様式)
- (4) 領収書の原本(第2号様式または第2号の2様式 受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの)
- (5) 振込先のわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの)
- (6) 申請者(指定した口座名義人)の本人確認書類
- (7) 住民票の写しなど、尼崎市内に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類【発行後3カ月以内のもの】
- (8) 戸籍謄本及び事実婚申立書【発行後3カ月以内のもの】
(住民票にて法律上の夫婦であること(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合など別表で必要書類とされている場合は提出が必要となります。裏面(別表)をご確認ください。)

※(7)住民票の写しについて

申請者の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できます。

申請受付・問い合わせ先

尼崎市保健所健康増進課 電話 06-4869-3033 FAX06-4869-3049
〒 660-0052 尼崎市七松町1-3-1 502
JR 立花駅前フェスタ立花南館5階

(別表) 尼崎市に居住する夫婦であることを証明する書類

<法律婚の場合>

状 況		必 要 書 類
夫婦が同一世帯 ・夫婦ともに尼崎市内の 同一住所に居住する場 合	世帯主が夫または妻	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可
	世帯主が夫でも妻で もない	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) (戸籍の筆頭者を記載)
	夫または妻のいづれ か一方が外国籍を有 する等により別姓	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可 ・日本国籍を有する者の戸籍謄本 ※ 住民票だけで夫婦関係が証明できない(続柄の記載がない)場合
	夫および妻が外国籍 を有し、かつ別姓	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可 ・婚姻日を証明する書類 (外国語による書類の場合は日本語訳を添付)
状 況		必 要 書 類
夫婦が別世帯 ・夫婦もしくは夫婦どちら か一方が尼崎市内に居 住する場合	夫および妻が日本国 籍を有する	・住民票の写し(尼崎市内在住者のもの) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可 ・戸籍謄本(夫婦両方記載あるもの)
	夫または妻のいづれ か一方が外国籍を有 する	・住民票の写し(尼崎市内在住者のもの) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可 ・日本国籍を有するものの戸籍謄本
	夫および妻が外国籍 を有する	・住民票の写し(尼崎市内在住者のもの) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可 ・婚姻日および婚姻関係を証明する書類 (外国語による書類の場合は日本語訳を添付)

<事実婚の場合>

状 況		必 要 書 類
原則、夫婦が同一世帯 のみを事実婚の助成対 象とする ・夫婦ともに尼崎市内の 同一住所に居住する場 合のみ	世帯主が夫または妻	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可 ・両人それぞれの戸籍謄本 ・申立書
	世帯主が夫でも妻で もない	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可 ・両人それぞれの戸籍謄本 ・申立書
	夫または妻のいづれ か一方が外国籍を 有する場合	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可 ・日本国籍を有する者の戸籍謄本 ・外国籍の方の婚姻要件具備証明書 ・申立書
	夫および妻が外国籍 を有し、かつ別姓	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて 省略可 ・両人の婚姻要件具備証明書 ・申立書